

第8回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成21年12月20日（日）13:30～16:00

開催場所：尾西生涯学習センター6階大ホール

出席委員氏名：

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、今井委員、鶴飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松井委員、松下委員、松村委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計16名

欠席委員氏名：岩原委員 計1名

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

■条文素案の検討

○第2章：市民参加のまちづくり

※第8条（参加の機会の保障）

- ・子どもの参加についての条文を別に設け、「子どもが関心を持っているまちづくり分野に子ども自身が参加できる機会を積極的に作っていく」のような内容とする。

※第9条（総合計画）

- ・変更なし。

※第10条（苦情等への対応）

- ・「意見・要望・苦情等への対応」のような見出しとする。

※第11条（住民投票）

- ・変更なし。

○第3章：市民自治の仕組み

※第12条（協働のまちづくり）

- ・句点を加える。

※第13条（地域活動団体）

- ・変更なし。

※第14条（非営利活動団体）

- ・第2項を「・・・他の非営利活動団体等との連携を・・・」とする。

※第15条（支援）

- ・変更なし。

※第16条（地域でのまちづくり）

- ・連区を中心としたまちづくりを進めるとっかかりになるような条文とする。

○第4章：市民のための議会

※第17条（議会の役割及び責務）

- ・変更なし。

○第5章：市民のための行政

※第18条（市長の役割及び責務）

- ・「市の代表」は、この条例では誤り。用語の使い方を見直す。

※第19条（執行機関の役割及び責務）

- ・第1項の「効率的」を「効果的」に変更。

※第20条（職員の役割及び責務）

- ・変更なし。

※第21条（財政運営）

- ・財政状態の予測は困難ではあるが、第2項は、その趣旨を生かしながら、条文を見直す。

※第22条（国等との連携）

- ・変更なし。

○第6章：実効性の確保

※第23条（実効性の確保）

- ・変更なし。

※第24条（条例の見直し）

- ・変更なし。

○名称

- ・一宮市自治基本条例